

社会福祉法人楽寿会 評議員 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人楽寿会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）並びに各委員会の外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支払）

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- （1）非常勤役員等に対する報酬等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をした時は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- （2）報酬等は、法令の定めるところにより控除して支給する。

（公表）

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会への出席	10,000 円	実費額。ただし、 自家用車の場合 は1 kmにつき 25 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円	

(2) 理事

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会等会議への出席	10,000 円	実費額。ただし、 自家用車の場合 は1 kmにつき 25 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円	

(3) 監事

名 称	報 酬	実費弁償費
監事監査等への出席	10,000 円	実費額。ただし、 自家用車の場合 は1 kmにつき 25 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円	

(4) 各委員会の外部委員

名 称	報 酬	実費弁償費
各委員会への出席	5,000 円	実費額。ただし、 自家用車の場合 は1 kmにつき 25 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円	